

ご存知ですか？

産前・産後・育児休業 / 介護休業

産前・産後 育児休業について

●産前・産後休業

職員の希望により、産前6週間（42日間）の休業をとることができます。
産後8週間（56日間）は就業できません。ただし、産後6週間を経過し就労を請求した場合、医師の許可があれば就業可能です。

●育児休業 子を養育する職員が、法律に基づいて取得できる休業のこと。

- 対象職員 1年以上雇用されていて、1歳未満の子を養育する男女職員。
- 手続き 育児休業を開始する1か月前までに事業主に請求する必要があります。男性の場合は出産日から取得することができます。※1

●短時間勤務制度 職員の希望により、1日の労働時間が6時間になります。（6時間以上8時間未満で調整可）

- 対象職員 1日の労働時間が6時間以上で、3歳未満の子を養育する男女職員。
- 手続き 就業規則の定めによります。

●所定外労働の制限 職員の請求により、所定労働時間を超えての労働や残業の制限ができます。

- 対象職員 1年以上雇用されていて、3歳未満の子を養育する男女職員
- 手続き 開始予定日の1か月前までに事業主に請求する必要があります。

●育児休業給付 休業開始時賃金の約40%～50%を受けることができます。

- 対象職員 過去2年間に12か月以上働いた方で、1歳未満の子を養育する男女職員が対象です。
- 手続き 産後休業終了後、ハローワークに育児休業を開始した日から1か月ごとの支給申請を行います。

妊娠判明	産前 42日間	出産	産後 56日間	子供 1歳	子供 1歳6か月	子供 3歳
軽易業務への転換 / 時間外・深夜業制限						
	産前休業	産後休業				
		※1 男性の場合	育児休業	1歳6か月まで延長可能		
			短時間勤務制度、所定外労働の制限			
	出産育児一時金 / 出産手当金					
			育児休業給付金			

介護休業について

介護休業 ※雇用保険法による介護休業給付を受けることができます。

介護休業は、要介護状態にある家族を介護するために、合計93日を上限として休業することができる制度です。

- 対象となる職員 1年以上雇用されていて、対象家族の介護を行うすべての男女職員。
- 手続き 休暇を取得する日や理由を申出て下さい。

介護休暇 ※介護休暇は年次有給休暇とは別に取得できる、介護のための短期の休暇制度です。

要介護状態の家族の介護、通院の付添い、その他必要な世話をを行う職員は、事業主に申し出ることによって、年5日（対象となる家族が2人以上の場合は年10日）を限度として、休暇を取得することができます。

時間外労働・深夜業の制限、所定労働時間の短縮

要介護状態にある家族を介護する職員は、小学校就学前の子供を養育する職員と同じように、時間外労働の制限や深夜業の免除の措置を請求することができます。

制度に関してご不明な場合は、人事 宮城までお問合せ下さい。

連絡先 086-946-2600 若しくは 内線 143